

(案)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会（第7回）了承

平成29年1月31日

環境監視等委員会事務局

寄付金の取扱いについて

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の委員に対する寄付金の取扱いは、以下のとおりとする。

- 1 沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る建設工事等^{※1)}の受注者^{※2)}に対し、同建設工事等の契約期間中において、委員への寄付金の提供を自粛するよう要請することとする。

※1) 「建設工事等」とは、建設工事及び委託業務とする。

※2) 「受注者」とは、現に契約中の受注者とする。

- 2 委員は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る建設工事等の受注者からの寄付金を受け取らないこととする。